

## 死亡連絡（遺族の年金用）

日本鉄道共済組合から遺族の年金を受給している方が次のいずれかに該当することとなったときは、次の項目をメールで送信してください。メールの内容を確認させていただき、手続きが必要な場合は手続書類を送付させていただきます。

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻したとき（事実上婚姻関係となった方も含みます）
- ③ 直系血族及び直系姻族以外の方の養子となったとき（事実上養子関係と同様の事情にある方を含みます）
- ④ 死亡した方との姻族関係が離縁によって終了したとき
- ⑤ 30歳未満の妻であって、遺族基礎年金の受給権を有しないときなどは、元年金者が死亡したときから5年を経過したとき
- ⑥ 子又は孫について18歳に到達した日以後最初の3月31日が終了したとき
- ⑦ 障害等級1～2級の状態にある子又は孫（18歳に到達した日以後の最初の3月31日までの間にある子又は孫を除く）についてその事情がなくなったとき

メールアドレス：renraku@jrkyosai.or.jp

標題：遺族の年金者の死亡連絡

本文：（次の項目について記載してください。）

<死亡した方について>

- ・氏名（フリガナ）
- ・生年月日
- ・基礎年金番号又は年金証書記号番号
- ・死亡した日

<手続きされる方について>

- ・氏名（フリガナ）
- ・死亡した方との続柄
- ・郵便番号
- ・住所（フリガナ）
- ・電話番号
- ・メールアドレス

<その他>

・死亡した方と手続される方は住民票上の住所が異なる場合はその旨と、交通機関を利用した場合の移動時間（車で〇〇分など）